

(2) 下水道使用料の過去の答申経過

(税込)

審議年度	改定適用 年月日	一般使用料 (1カ月20m <sup>3</sup> 使用時)		附帯意見等
		使用料(円)	改定率	
平成8年度	H9.4.1	2,940		安定的かつ確実な下水道財政運営を図る上で、3年に一度、20%以内の改定が必要
平成11年度	H12.6.1	3,040	3.4%	健全化を図るために必要な改定であり、十分理解を得るとともに、接続率の向上に積極的に取り組むことが必要
平成14・15年度	H16.4.1	3,250	6.9%	3年に一度、10%程度(最低7%程度)の値上げを行っていないと、繰出金の抑制ができないことから、下水道使用者に十分理解を得ることが重要
平成18年度	H19.6.1	3,460	6.5%	健全な安定した経営を進めていくためには、3年に一度、5%から7%程度の値上げを行っていくことが必要
平成24年度	H25.4.1	3,620	4.6% 4.0%	3年に一度、収支計画や一般会計繰入金について評価・点検を行い、据え置くことも含めて使用料について検討すること
	H26.4.1	3,720	3.0% (2.8%)	消費税が5%から8%へ増税
平成27年度	H28.4.1	3,720	0.0%	据え置き 公営企業として独立採算の原則を基本とし、適正かつ健全な経営の継続に努めること
平成30年度	H31.4.1	3,720	0.0%	据え置き 公営企業として独立採算の原則を基本とし、適正かつ健全な経営の継続に努め、また水洗化率の向上に努めること
	R1.10.1	3,790	2.0% (1.9%)	消費税が8%から10%へ増税

◇大町市下水道使用料及び水洗化率の推移 (地方公営企業決算統計数値)

